

特殊詐欺対策について

対象受検機関：大阪府警察本部生活安全部府民安全対策課

事務事業の概要							検出事項	改善を求める事項(意見)
1 大阪府における特殊詐欺の現状 (1) 過去3年間の認知件数及び被害金額(()内は対前年比) (窃盗を含まない)							特殊詐欺被害防止対策における自治体との連携強化のため、府内警察署と地元自治体との協定締結を促進しようとしているが、令和元年11月時点で25警察署において未締結である。	警察本部は、各警察署が自治体との特殊詐欺被害防止対策に関する協定締結が円滑に行われるよう、市長会・町村長会を通じるなどして働きかけを行われたい。
	平成30年		平成29年		平成28年			
	認知件数	被害金額(千円)	認知件数	被害金額(千円)	認知件数	被害金額(千円)		
全国	16,496 (-9.4%)	36,394,000 (-7.8%)	18,212 (+28.7%)	39,475,000 (+3.2%)	14,154 (+5.0%)	40,766,000 (-15.4%)		
大阪	1,622 (+1.6%) 【過去2位】	3,575,456 (-4.9%)	1,596 (-2.3%)	3,760,201 (-28.5%)	1,633 (+39.6%) 【過去最高】	5,261,211 (+26.1%)		
(2) 令和元年9月までの特殊詐欺発生状況 (窃盗を含む)								
		令和元年(1-9月)	平成30年(1-9月)	増減	増減率			
全国	件数	12,382件	12,806件	-424件	-3.3%			
	金額	22,253,265千円	27,338,932千円	-5,085,667千円	-18.6%			
大阪	件数	1,399件	1,138件	261件	23.0%			
	金額	2,007,831千円	2,640,847千円	-633,016千円	-24.0%			
2 特殊詐欺被害防止への取組について (1) 大阪府警察での取組 ア おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター事業 (国の消費者行政推進事業交付金による事業(国庫100%)) 押収名簿やハローページなどを活用し、押収名簿登載者やアポ電(※1)多発地域の住民に対し、電話でリアルタイムな注意喚起や特殊詐欺の手口についての広報などを実施 (※1 アポ電：特殊詐欺の手口の一つで、家族構成や資産状況などを言葉巧みに尋ねる電話) (実績) 各年8月1日から翌年3月31日(平成28年度は10月31日)まで実施 (国交付金の交付決定手続等の関係で、各年度8月からの実施となっている。)								
		平成30年度	平成29年度	平成28年度				
	総架電件数	80,946件	81,050件	70,456件				
	完了件数(※2)	44,136件	44,477件	45,517件				
	注意喚起実施件数(※3)	37,969件	37,215件	34,474件				
(※2 完了件数：総架電件数のうち、対応した件数、留守番電話へ吹き込んだ件数、拒否された件数、架電不能の件数の合計) (※3 注意喚起実施件数：完了件数のうち、対応した件数、留守番電話へ吹き込んだ件数の合計)								

<p>イ その他の取組</p> <p>(ア) 圧着式ハガキによる注意喚起(大阪府消費生活センターと連名で送付) 押収名簿等登載者に対して、圧着式ハガキの送付により注意喚起を実施 (平成 30 年度実績 25,000 枚送付)</p> <p>(イ) 特殊詐欺被害防止チラシ等作成 警察署が行うキャンペーン、防犯教室、居宅訪問等を通じ、多発する手口に即してより理解しやすい広報啓発活動に活用 (平成 30 年度実績 チラシ 400,000 枚、ポスター35,000 枚)</p> <p>(ウ) 警察官による無人ATM警戒 府内の無人ATM付近で警察官による集中的な警戒を実施</p> <p>(エ) 警察官による戸別訪問 交番・駐在所の警察官が、受け持ち区域内の高齢者宅などを訪問し特殊詐欺の手口や被害防止策などを教示</p> <p>(オ) 各警察署での主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が多数集う機会及び場所を利用した防犯教室の実施 ・ 金融機関、コンビニ、宅配事業者等と連携した水際防止対策 ・ 警ら用無線自動車の車載マイクを活用した特殊詐欺等犯罪被害防止に向けた防犯広報活動 ・ 防犯機能付き電話の設置促進 <p>(2) 特殊詐欺被害防止に向けた自治体との協定締結 特殊詐欺被害防止対策における自治体との連携強化のため、府内警察署と地元自治体との協定締結を促進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 11 月時点で未締結の警察署：25 署（未締結の自治体等：8 市 2 町 1 村 14 政令市の区） 吹田市、池田市、八尾市、松原市、柏原市、岸和田市、貝塚市、富田林市、 太子町、河南町、千早赤阪村 (大阪市) 北区、都島区、此花区、中央区、西区、港区、城東区、天王寺区、東成区、阿倍野区、 住之江区、住吉区、西淀川区、東淀川区 		
--	--	--

措置の内容

<p>○ 自治体と管轄警察署との更なる連携の強化のため、市長会及び町村長会の場で「安全・安心まちづくり」に関する協定の締結が円滑に行われるよう働きかけを行う予定であったが、市長会及び町村長会が新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったため、各市町村に対し、生活安全部長による依頼文「特殊詐欺被害防止対策に関するご協力のお願について」を発出した。</p> <p>○ 令和 2 年度中、新たに 3 警察署が 1 市 2 政令市の区と協定を締結した。（令和 2 年 11 月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松原署（松原市）、城東署（城東区）、東淀川署（東淀川区） <p>○ 令和元年 11 月 22 日受監時において、令和元年 11 月時点における特殊詐欺被害防止に向けた自治体との協定締結の未締結警察署を 25 署と回答しましたが、正しくは 24 署でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住吉警察署（締結自治体 大阪市住吉区）令和元年 10 月 15 日締結
--

監査(検査)実施年月日(委員：令和元年11月22日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで)